

六ヶ所村障がい者計画

2024-2029

令和6年3月

六ヶ所村

1 計画の概要

●計画策定の趣旨

本村は、平成30年3月に「六ヶ所村障がい者計画(2018-2023)」を策定し、「すべての住民が互いの個性を認め合い、共に暮らし、共に支え合う地域づくり」を目指して各種障がい者施策を推進してきました。

今回、計画期間が終了することから、本村の障がい者等を取り巻く現状と課題、今後の障がい者施策の方向性を定めるための新たな計画として、「六ヶ所村障がい者計画(2024-2029)」を策定することとしました。

●計画の位置付け

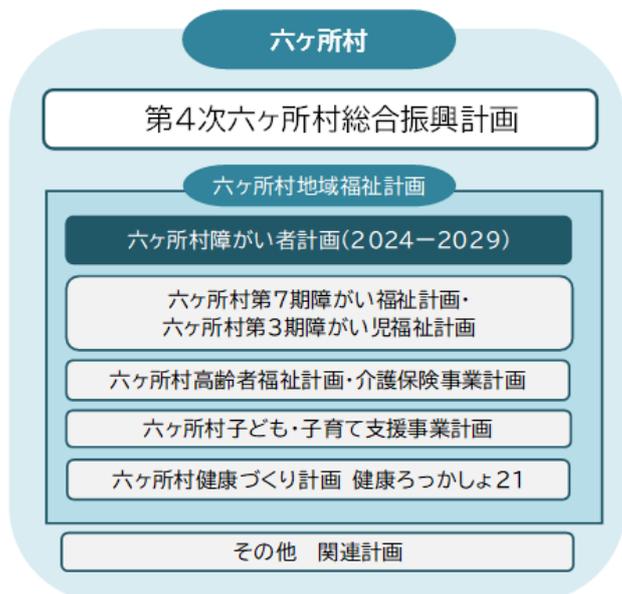
本計画は障害者基本法第11条第3項に基づく、障がい者の状況等を踏まえ、障がい者のための施策に関する基本的な計画(市町村障がい者計画)です。

障がい者計画は、障がい者福祉に関する、保健、医療、福祉、雇用、教育、就労、啓発・広報等あらゆる分野を網羅した総合的な計画です。

●他計画との調和

策定にあたっては、国の「第5次障害者基本計画」や青森県の「第4次障害者計画」を踏まえた上で、また、上位計画である「第4次六ヶ所村総合振興計画」や「六ヶ所村地域福祉計画」との整合性を図ったほか、その他村の福祉計画と有機的なつながりを持ち、相互に作用することを目指しました。

また、国の障害者基本計画においては、「障害者権利条約」に係る取組の適切な連携に努めていくとしていることから、本計画においても「障害者権利条約」との整合性及び連携に努めていくこととします。



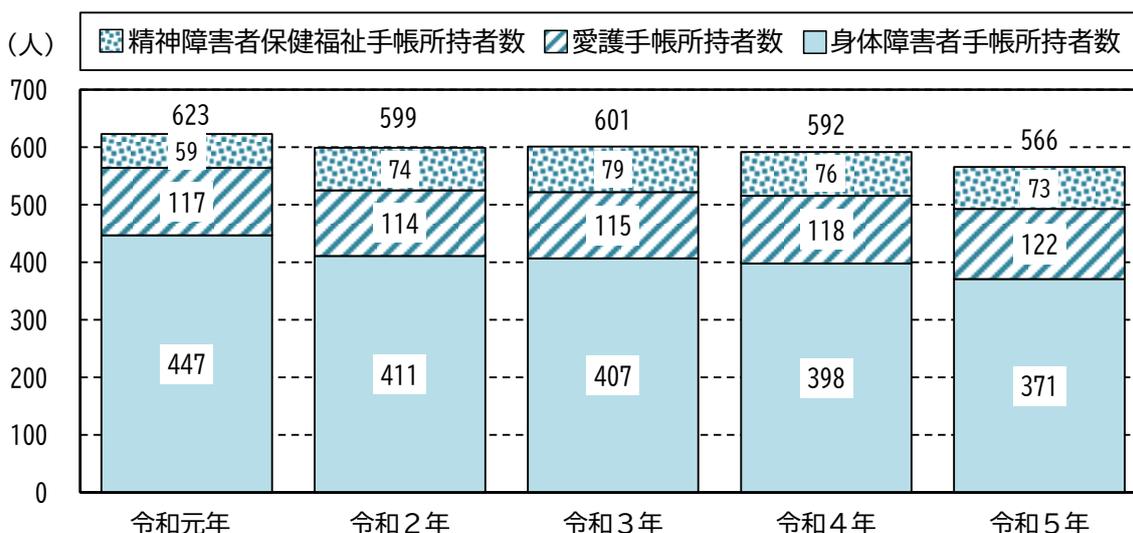
2 計画の期間

計画期間は、令和6年度から令和11年度までの6年間とします。

ただし、計画期間中であっても、計画の実施状況や社会情勢の変化などの村民を取り巻く状況の変化に対応するため、必要に応じて見直しを行います。

3 六ヶ所村の障がい者数

障害者手帳の所持者から障がい者数を把握すると、令和4年から令和5年にかけて26人の減少となっています。また、障がい種別の人数では、各年とも、身体障害者手帳所持者(身体障がい者)の割合が、障がい者全体の7割近くを占めています。



4 計画の基本理念

本計画の基本理念を次のように掲げます。

基本
理念

共に健康でいきいきした暮らしを創る

本計画では、「共に健康でいきいきした暮らしを創る」を基本理念として障がい者福祉を推進します。

障がい者も地域の一員として普通に暮らせることは、誰にとっても豊かで安心な地域社会であることのひとつの証です。障がい者が自らの意思による選択と決定のもとに自立し、社会のあらゆる活動に参加するためには、周りがそのことに理解を示し、協力していくことが何よりも肝心です。すべての住民が、互いの個性を認め合いながら思いやり、共に暮らし、共に支え合う地域づくりを目指します。

5 各分野に共通する横断的視点

●障害者権利条約の理念の尊重及び整合性の確保

障がい者を施策の客体ではなく、必要な支援を受けながら、自らの決定に基づき社会に参加する主体としてとらえるとともに、障がい者施策の検討及び評価に当たっては、障がい者が意思決定過程に参画することとし、障がい者の視点(ニーズ調査など)を施策に反映させます。

●共生社会の実現に資する取組の推進

障がい者の活動を制限し、社会への参加を制約している事物、制度、慣行、観念等の社会的障壁の除去を進めることにより、障がい者の社会への参加を実質的なものとし、障がいの有無にかかわらず、その能力を最大限に発揮しながら安心して生活できるようにする必要があります。

障害者差別解消法及び障害者雇用促進法に基づき、県や障がい者団体を始めとする様々な主体の取組との連携を図りつつ、事業者・事業主や住民一般の幅広い理解の下、障がい者差別の解消に向けた取組を積極的に推進します。

●当事者本位の総合的かつ分野横断的な支援

障がい者の尊厳、自律及び自立の尊重を目指す障害者権利条約の趣旨を踏まえ、障がい者が各ライフステージを通じて適切な支援を受けられるよう、教育、福祉、医療、雇用等の各分野の有機的な連携の下、施策を総合的に展開し、切れ目のない支援を行います。

●障がい特性等に配慮したきめ細かい支援

障がい者一人一人の固有の尊厳を重視する障害者権利条約の理念を踏まえ、障がい者施策は、障がい特性、障がいの状態、生活実態等に応じた障がい者の個別的な支援の必要性を踏まえて実施します。また、発達障がい、難病、高次脳機能障がい、盲ろう・重症心身障がいその他の重複障がい等について、社会全体の更なる理解の促進に向けた広報・啓発活動を行うとともに、施策の充実を図ります。

●障がいのある女性、子ども及び高齢者に配慮した取組の推進

障害者権利条約第6条、第7条等の趣旨を踏まえ、障がいのある女性をはじめ、複合的に困難な状況に置かれた障がい者に対するきめ細かい配慮が求められていることを踏まえて障がい者施策を実施します。

6 施策の体系

基本理念	分野	施策
<p>共に健康で いきいきした 暮らしを創る</p>	1	
	理解促進及び 啓発・広報活動の推進	(1) 啓発・広報活動の推進 (2) 障がい・障がい者への理解促進 (3) ボランティア活動の推進
	2	
	差別の解消、 権利擁護の推進 及び虐待防止	(1) 権利擁護の推進と虐待防止 (2) 障がいを理由とする差別の解消
	3	
	安全・安心な 生活環境の整備	(1) 住宅の確保 (2) 移動がしやすい環境の整備 (3) 障がい者に配慮した総合的な福祉の まちづくり
	4	
	情報アクセシビリティの 向上及び 意思疎通支援の充実	(1) 情報アクセシビリティの向上 (2) 意思疎通支援の充実
	5	
	防災・防犯等の推進	(1) 防災対策 (2) 防犯対策及び消費者トラブルの防止の推進
6		
保健・医療の推進	(1) 障がいの原因となる疾病等の予防・治療 (2) 医療リハビリテーションの充実 (3) 精神保健福祉施策の推進 (4) 難病に関する施策の推進	
7		
自立した生活の支援・ 意思決定支援の推進	(1) 意思決定支援及び相談支援体制の充実 (2) 障がい福祉サービスの充実 (3) 障がいのある子どもに対する支援の充実 (4) 保健・医療・福祉の人材育成	
8		
教育の振興	(1) インクルーシブ教育システムの推進 (2) 教育環境の整備	
9		
雇用・就業、 経済的自立の支援	(1) 総合的な就労支援 (2) 障がい者雇用の促進 (3) 経済的自立の支援	
10		
文化芸術活動・ スポーツ等の振興	(1) 文化芸術活動及びスポーツ等に親しめる 環境の整備	

問い合わせ先：六ヶ所村 福祉課

〒039-3212 青森県上北郡六ヶ所村大字尾駸字野附475

TEL：0175-72-2111 FAX：0175-72-2604